

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 小銃等の亡失又は盗取時の届出
- ② 手続根拠 : 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法
第十六条第三項、海賊多発海域における日本船舶の警備に
関する特別措置法施行規則第十九条
- ③ 手続対象者 : 小銃等の亡失又は盗取について届出をしようとする特定日
本船舶の船長
- ④ 提出時期 : 小銃等の亡失又は盗取について届け出ようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 小銃等亡失・盗取届出書(※1)を作成し、国土交通省海
事局外航課へ提出して下さい
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 詳しくは、国土交通省海事局外航課へお問い合わせ下さい
- ⑧ 申請書様式 : 小銃等亡失・盗取届出書(第七号様式)
- ⑨ 記載要領・記載例 : 国土交通省海事局外航課へお問い合わせ下さい

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省海事局外航課 03-5253-8932
- ② 受付時間 : 提出先へお問い合わせ下さい
- ③ 相談窓口 : 国土交通省海事局外航課

※1 第七号様式（第19条関係）

小銃等亡失・盗取届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

氏 名 印

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第16条第3項の規定により、小銃等が亡失し又は盗み取られた旨を届け出ます。

記

1. 特定警備実施計画の概要

【届出受理番号】 第 号

【届出年月日】 年 月 日

2. 亡失し又は盗み取られた小銃の名称、口径及び製造番号

3. 亡失し又は盗み取られた実包の種類及び数量

4. 亡失し又は盗み取られたことが発覚した日時及び場所

5. 亡失し又は盗み取られた際の状況

6. 今後の航海予定

(1) 寄港予定地及び日付

(2) 特定警備実施後初めて入港し係留する本邦の港の係留施設（定まっていない場合にあつては、係留することが見込まれる係留施設）

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 3 亡失し又は盗み取られたことが発覚した場合は、直ちに届け出ることとする。